

幡多広域誘客促進PR映像制作事業委託業務 プロポーザル審査要領

幡多広域誘客促進PR映像制作事業委託業務に係るプロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「幡多広域誘客促進PR映像制作事業委託業務プロポーザル実施要領」(以下、「実施要領」という。)に規定した期限内に必要な書類のすべてを提出した参加者
- (2) 実施要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合得点は100点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりとする。

- | | |
|---------------------------|-------|
| (1) 基本的な考え方・工夫する点 | (20点) |
| (2) 「はた旅体験商品」画コンテ提案 | (20点) |
| (3) 「幡多地域の風景・光景・情景」画コンテ提案 | (20点) |
| (4) 実施計画書・工程表 | (15点) |
| (4) 費用対効果 | (10点) |
| (5) 実施体制及び実績 | (15点) |

3 審査委員会

企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

- (1) 日時、場所
平成27年10月14日(水)
時間、場所は、別途お知らせいたします。
- (2) プレゼンテーション
プレゼンテーションの時間と順番は別途お知らせいたします。
各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と参考動画(プロジェクターによる映像。パソコンは各企画提案者、プロジェクターは幡多広域観光協議会が用意)により、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別紙「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。